

学生の皆さまへ

大学健康管理センター所長

インフルエンザへの対応について（通知）

インフルエンザは集団感染の発生や流行拡大の予防が重要であることから、本学においては下記のとおり対応することとします。

つきましては、今後の動向に注意し、感染予防のため健康管理に十分留意するようお願いいたします。
なお、本学附属病院は特定機能病院ですので、インフルエンザ様症状での受診は控えて下さい。

記

1 感染が疑われる場合の対応

- (1) 急な発熱・咳・のどの痛みなどのインフルエンザ様症状が出現した場合は、登校せず、本学附属病院以外の最寄りの医療機関を受診すること。
- (2) インフルエンザまたは疑いと診断された場合には、直ちに教育研修支援課へ連絡すること。
- (3) 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまでの期間は出席停止とし、自宅療養とする。

2 感染予防等の措置

- (1) インフルエンザ感染防止のため、手洗い・うがい及び咳エチケットを徹底すること。
- (2) 集団感染した場合は、学年閉鎖・学部閉鎖・全学休校の措置を執ることもあり得る。これらに関する情報は本学のFMUパスポート（教務システム）等で通知するので、FMUパスポート（教務システム）等の情報に注意すること。
- (3) インフルエンザ感染に備え、一人暮らしの学生にあっては、3日間程度の食料品・生活必需品を備蓄しておくことが望ましい。

3 実習で本学附属病院内に入る場合等の対応

- (1) 本学附属病院での実習に入る前に体調不良であれば、登校せず、実習担当教員及び教育研修支援課へその旨を連絡し、本学附属病院以外の最寄りの医療機関を受診すること。
受診の結果、インフルエンザまたは疑いと判断された場合には、直ちに教育研修支援課へ連絡すること。上記1の(3)のとおり出席停止とし、自宅療養とする。
- (2) 本学附属病院内での実習中に体調不良となった場合には、実習担当教員及び教育研修支援課へその旨を連絡し、速やかに帰宅すること。また、本学附属病院以外の最寄りの医療機関を受診すること。
受診の結果、インフルエンザまたは疑いと判断された場合には、直ちに教育研修支援課へ連絡すること。上記1の(3)のとおり出席停止とし、自宅療養とする。
- (3) 実習期間中に発症者と濃厚接触した学生については、接触後7日間は健康状態について経過観察（朝夕の体温測定等）を行いながら実習を継続し、この期間中はサージカルマスクを常時着用すること。症状が出現した場合は、本学附属病院以外の最寄りの医療機関を受診すること。
受診の結果、インフルエンザまたは疑いと判断された場合には、直ちに教育研修支援課へ連絡すること。上記1の(3)のとおり出席停止とし、自宅療養とする。
- (4) 本学附属病院以外での実習中の対応については、当該実習医療機関等の指示に従うこと。

「連絡先」 教育研修支援課医学部教務係：024-547-1095
看護学部教務係：024-547-1806